

第7章 活用

1. 活用の方向性

(1) 現状・課題

指定地は、現在、都市公園として有料開放区域と無料開放区域の2つの区域に分けて公開されており、両区域や周辺の弘道館跡地にある施設との連携や誘導を考慮した公開方法が課題となっている。

有料開放区域では、建物の公開と建物内での所蔵資料の展示やイベントなどを行っており、区域内では水戸拓や弘道館関係書籍、土産品などを扱う売店が営業している。

有料開放区域内で実施しているイベントは、仮開館（8月1日）や本開館（5月9日）の日の記念イベントや江戸時代の授業体験等の弘道館の歴史や藩校時代の行事等に基づいたイベントが開催されている。

無料開放区域及び鹿島神社境内は、終日出入りが可能であるが、孔子廟内及び八卦堂内は通常非公開で、イベント時に特別公開をしている。

また、弘道館公園は、水戸の梅まつりの会場のひとつとして活用されており、まつり期間中は、正門の開放やライトアップ、和楽演奏、公開講座等のイベントを実施している。

平成27年（2015）の日本遺産の認定後は、有料開放区域への入場者も増加傾向にあり、今後も東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機に、国内外からの来訪者の増加が見込まれる。そのため、展示の充実やリーフレットの配布、イベントの開催等のソフト展開や、駐車場確保や交通システム改善、水戸市の取組みや日本遺産としての広域的な連携に向けた取組み等、増加する来訪者への情報提供や利便性向上を図っていく必要がある。

(2) 方向性

活用の基本方針

「旧弘道館」の確実な保存を前提に、本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、周辺も含めた適切かつ積極的な活用を図り、将来的には安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を目標にして後世に継承していく。

- 指定地内の有料開放区域と無料開放区域や周辺の関連施設・資源との一体的な利用を図り、周辺の街並を含め藩校時代の弘道館を体感してもらう場所としての公開・活用を行う。
- 来訪者に本質的価値を効果的に伝え、的確に理解していただくために、弘道館や水戸藩の学問・教育や創建者の意図についての適切な情報提供を行う。
- 藩校時代の弘道館を体感していただくために、既存のイベントを継続し弘道館や水戸藩の学問・教育に関わるイベントを積極的に開催していく。
- 「旧弘道館」の本質的価値の理解を深め、保護に対する意識向上や誇りや愛着の醸成を図ることを目的に、教育プログラムの企画・開発等、学校教育や社会教育への積極的な活用を図る。
- 本質的価値の顕在化のために、安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿の再現に向けた調査や検討を進める。
- 歴史まちづくりを進める水戸市の取組みや日本遺産等の広域的な関連施設・資源と、情報提供やイベント開催等の連携した積極的な活用を図る。

2. 活用の方法

(1) 公開方法

①公開範囲

現在の公開方法を基本として、特別史跡指定範囲全域を公開範囲とする。

ア) 有料開放区域

- ・歴史的建造物や復元建造物内を常時公開する正庁・至善堂地区は、建造物等の管理のために有料開放区域とする。
- ・今後、来訪者数の集中等により、建造物の保存に影響を与える恐れが生じた場合は、入場者の制限を検討する。

イ) 無料開放区域

- ・正庁・至善堂地区以外の区域は、管理上立ち入りを禁止する範囲以外は、終日出入りが可能な区域とする。
- ・鹿島神社の境内は、宗教活動に影響を与えない範囲での公開を基本とし、現況と同様に公園区域との境界に柵等を設けずに、一体的な公開を行う。
- ・無料開放区域内の孔子廟と八卦堂の内部については、通常は非公開とするが、イベント開催時等の特別公開を継続するとともに、孔子廟表門を開門して孔子廟の外観を望める公開方法や、祝日・祭日等を対象とした定期的な内部公開も検討する。

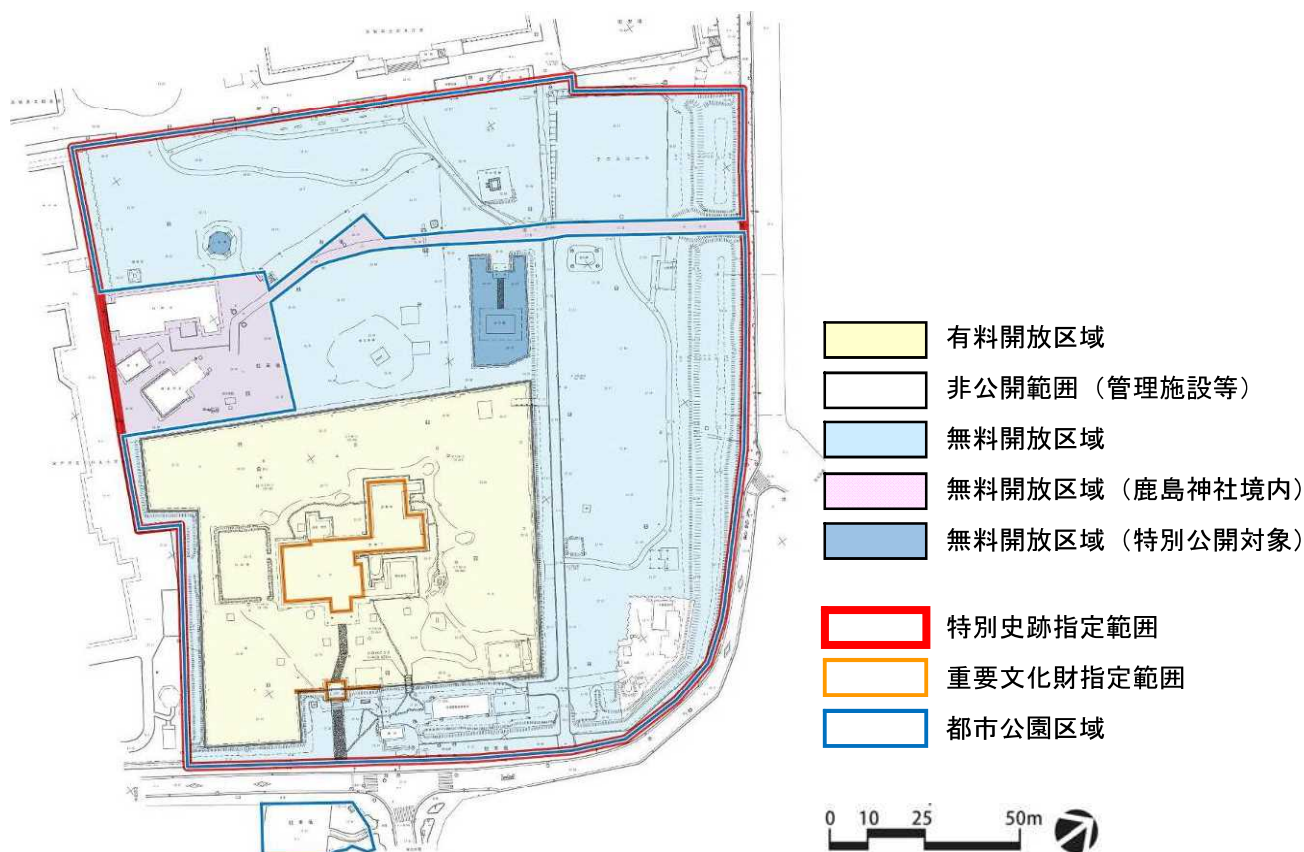


図 7-1 : 公開範囲及び動線計画図

②動線及び順路

特別史跡指定地内の動線については、指定地内施設や周辺施設との接続を考慮して、当面は既存の園路を活用しつつ、有料開放区域と無料開放区域や周辺の藩校時代の敷地範囲との一体的な利用を考慮した順路設定や、バリアフリー対策、園路舗装の改修等の改善を図る。

ア) 特別史跡指定地内や周辺との一体的な利用を図る回遊ルート設定

- ・歴史的建造物や石碑類等の本質的価値を構成する各要素や、周辺の弘道館に関連する要素を巡るルートについて、水戸駅からの動線や周辺地域における水戸市の取組みを踏まえて検討し、ガイダンス機能や駐車場の検討と合わせて標準的な順路を設定する。
- ・有料開放区域から無料開放区域への誘導を図るために、土堀の管理用出入口等の既設の出入口を有料開放区域の退出専用口として活用して、正庁・至善堂地区と文館地区を結ぶ来訪者の動線を新たに確保する。

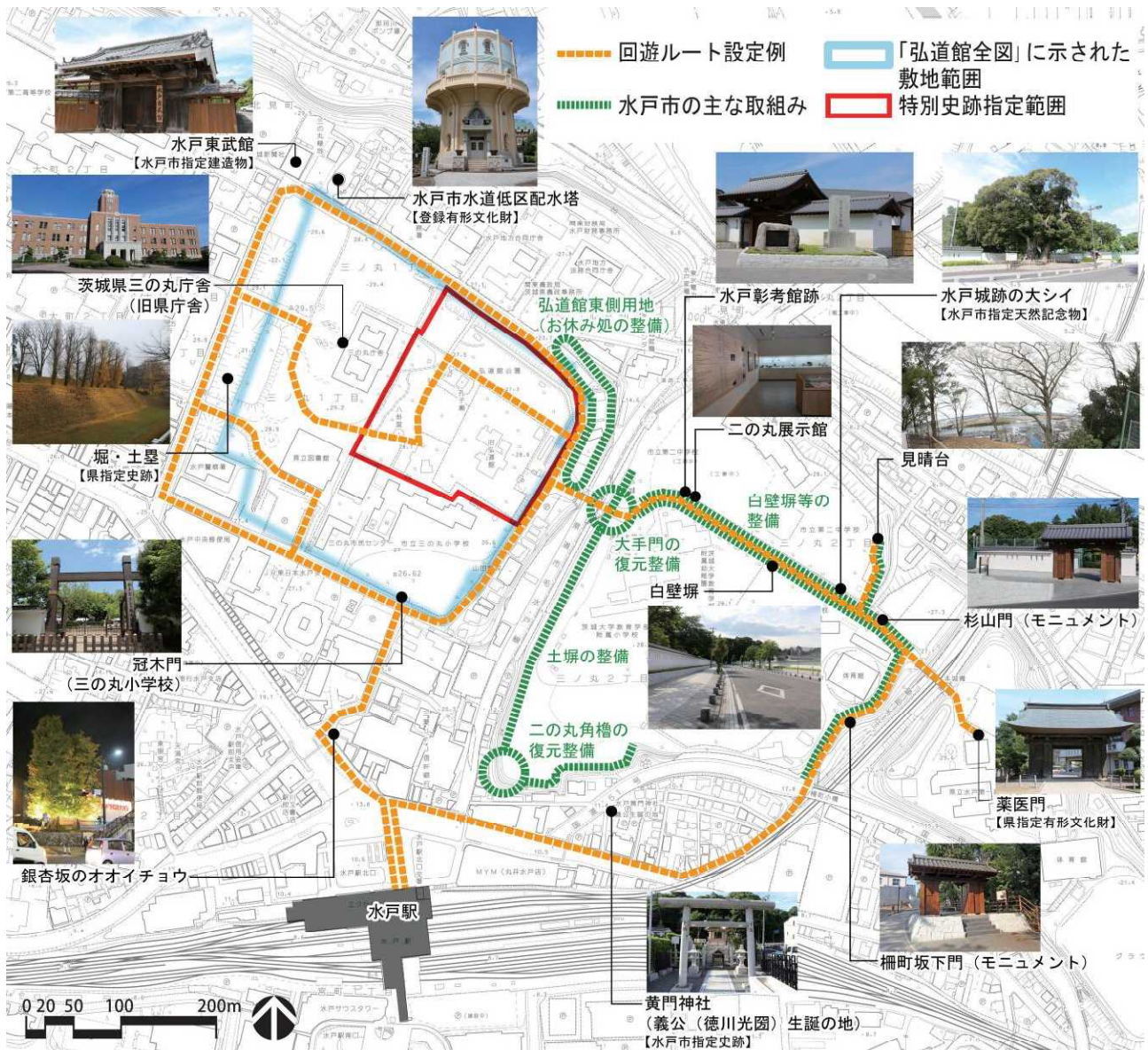


図 7-2 : 一体的な利用を図る回遊ルートの設定例

イ) 指定地内動線のバリアフリー化

- ・都市公園の施設設置基準に適合した各地区を車いすで巡ることが可能なルートを、本質的価値を構成する各要素の改変を伴わない範囲で確保する。
- ・既存の屋外の動線上で車いすの通行が問題となる入口地区と正庁・至善堂地区の区間は、入口地区北側の管理用斜路や土堀の管理用出入口から入場できるように、斜路のスロープ化や券売窓口からスロープへの通路を確保する。
- ・車いす利用者の正庁、至善堂等の屋内利用については、屋内専用の車いすへの乗換えを基本とし、今後の重要文化財建造物の保存活用計画検討時に、入口への車いすりフトの設置や屋内への仮設スロープの設置等のバリアフリー対応を検討する。
- ・既設園路については、不陸部や舗装損傷部の改修や、砂利舗装部への砂利舗装材導入等により通行しやすい園路に改善する。
- ・車いす利用者の動線確保や、指定地内の回遊動線を確保するために新たに園路を整備する必要がある場合には、地下遺構及び地形に影響を与えないように簡易舗装等で整備する。

ウ) 将来的な園路再現

- ・既設園路は、公園利用上や文化財の見学用に整備された公園施設であり、藩校時代の園路(動線)とは異なる。そのため、将来的には、藩校時代の諸施設の再現に合わせて、園路や鹿島神社境内の参道についても「弘道館全図」等を基に藩校時代の状況を再現して、当時の人々が歩いた動線を体感できるようにする。
- ・動線の再現にあたっては、既存園路の地域住民等の市民の利用状況やニーズを考慮しつつ、動線の複雑化や乱立を防ぐとともに、早期に実施するバリアフリー化や既存園路の改修と、将来的に再現する園路の整備時期の調整を行い、効率的・効果的に整備を進める。
- ・また、園路は、舗装の使い分け等により、再現した園路と利用上設置している園路の違いが視覚的にわかるように整備する。

③ 駐車場

特別史跡指定地への車を使用した来訪者を考慮して、当面は指定地内や北側に隣接する茨城県三の丸庁舎駐車場等の既設の駐車場を利用するが、将来的な藩校時代の再現を目指していく中で、指定地内の駐車場は廃止して一般車両の進入を禁止する。

ア) 周辺地域での駐車場確保

- ・周辺の資源や施設との連携と合わせて、周辺地域での駐車場の確保について、水戸市等と調整・協議を進める。

イ) 将来的な指定地内の一般車両通行の廃止

- ・管理事務所西側の指定地内の駐車場については、藩校時代の再現に合わせて廃止する。

(2) 情報提供の充実

来訪者に本質的価値を効果的に伝え、指定地内や周辺を巡り、一体的な利用を図りながら理解を深めていく段階的な情報提供方法を設定し、各段階において適切な情報提供や案内誘導を行う。

場所等	情報提供の段階	情報提供の方法	
		短期	中長期
指定地外	第1段階 弘道館を知るための情報	<ul style="list-style-type: none"> ●指定地外で弘道館の概要やアクセス方法等の情報を提供して、来訪のきっかけづくりを行う。 ●水戸駅や周辺施設でアクセス方法等の情報を提供して、来訪者を「旧弘道館」に誘導する。 	
指定地内	第2段階 弘道館の全容を把握するための情報	誘導案内 <ul style="list-style-type: none"> ●史跡の案内や弘道館の概要についてのガイダンスを実施して全体像を把握する。 	
	第3段階 弘道館の価値を理解するための情報	既存施設を活用したガイダンス機能の確保	ガイダンスの専用施設の設置
		誘導案内 <ul style="list-style-type: none"> ●実際に歴史的建造物や復元建造物の現物に触れ、屋内展示の解説により、「旧弘道館」の本質的価値を理解する。 	
	建造物内や区域内施設の解説・展示の充実	展示の充実化に向けた展示計画の策定	
第4段階 価値の理解を深めるための情報	誘導案内 <ul style="list-style-type: none"> ●ガイダンスや有料開放区域で得た知識を基に、無料開放区域の歴史的建造物等の現物を見ることで、本質的価値の理解を深める。 		
屋外での歴史的建造物や藩校時代の土地利用・施設の解説の充実	藩校時代の諸施設の再現による展示の充実		
第5段階 さらに価値の理解を深めるための情報	誘導案内 <ul style="list-style-type: none"> ●指定地周辺を巡り、藩校時代の敷地の面影を残す堀や土塁を見ることで、広大な敷地を体感し、本質的価値の理解をさらに深める。 		
藩校時代の敷地範囲や関連施設・資源の解説の充実	追加指定や用地取得を進めて、長期的な施設の再現を目指す		
指定地外 (周辺の藩校時代の敷地)			

図 7-3 : 段階的な情報提供のフロー

①指定地外における情報提供

指定地外で弘道館の概要やアクセス方法等の情報を提供して、来訪のきっかけづくりを行うとともに、来訪者を「旧弘道館」に誘導する。

ア) 弘道館の概要やアクセス方法の情報提供

- ・弘道館事務所のホームページやSNS※（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の充実化により、インターネットを活用した情報提供を充実させる。

※SNS

SNSとは「Social Network Service」の略であり、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことを言う。（国土交通省ホームページより）

イ) 周辺施設からの案内誘導

- ・水戸駅や常磐自動車道のサービスエリア等の「旧弘道館」へのアクセスルート上の諸施設や、水戸市内の観光施設等へのパンフレットの設置や各施設からのルート上への案内表示を充実させて、案内誘導を図る。

②ガイドランスの実施

史跡の案内や弘道館の概要等の全体像を把握するためのガイドランス機能について、短期的に既存施設を活用して機能を確保するとともに、将来的には専用施設の設置について検討を進める。

ア) 既存施設等を活用したガイドランス機能の確保

- ・特別史跡指定地内で現在倉庫として使用されている番所や、指定地西側に隣接する茨城県三の丸庁舎（旧県庁舎）内、水戸市が特別史跡指定地周辺で検討を進めている弘道館東側用地等を活用して、ガイドランス機能の短期的な確保について調整を進める。
- ・ガイドランススペースでは、映像展示や模型展示により史跡や藩校時代の敷地の全体像を把握できるようにするとともに、正庁・至善堂地区で実施する展示と役割分担をして、見学に必要な史跡の総合的な案内や本質的価値の理解に必要な解説・展示を行う。

イ) 将来的なガイドランス施設の設置

- ・将来的なガイドランスの専用施設の設置について、調査・研究体制の充実や、収蔵・展示、イベント等の開催スペース、休憩等のサービス施設の設置と合わせて検討を進める。

③有料開放区域における情報提供

有料開放区域は、歴史的建造物や復元建造物に触れて体感できるように、建物内部の公開を継続するとともに、各施設に対する解説や展示を充実させて、「旧弘道館」の本質的価値を理解する場として活用する。

ア) 建造物内や区域内施設の解説の充実化

- ・歴史的建造物・復元施設内の諸室の解説や区域内の各施設の解説を行う解説板を設置する。
- ・解説板は、藩校時代の体感の場としての歴史的な雰囲気や景観を損なわないように、形状や表記方法等のデザインを統一し、音声ガイドやQRコード・発信機の導入によるテキスト・動画の配信サービス等のICT（情報・通信）技術を併用して必要最低限の設置とする。
- ・解説の外国語表記については、解説板の大型化を防ぐために、日本語と英語を基本に必要な最低限の言語表示とし、配信サービス等のICT技術やパンフレットの配布等により多言語サービスを行う。

イ) 建造物内や区域内施設の展示の充実化

- ・展示については、現状では屋内の展示スペースの拡大が困難なため、当面は現在の展示スペースを活用して、映像展示の導入や、展示資料や配列順の変更等により展示内容の改善を図る。

ウ) 展示の充実化に向けた展示計画の策定

- ・展示内容やインフラ等の展示環境の改善に向けて、ガイダンス機能や施設の整備に合わせて、短期及び中長期の展示計画を策定する。

④無料開放区域における情報提供

無料開放区域は、歴史的建造物等の各施設に対する解説や藩校時代の土地利用・施設の解説を充実させて、区域を巡ることで本質的価値の理解を深めることができる場として活用する。

ア) 歴史的建造物や藩校時代の土地利用・施設の解説の充実化

- ・歴史的建造物等の各施設に対する解説や藩校時代の土地利用や施設の解説を行う解説板を設置する。
- ・有料開放区域内の解説板と形状や表記方法等のデザインを統一させて、藩校時代の体感の場としての歴史的な雰囲気や景観を損なわないようにする。
- ・藩校時代の体感の場として、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）等の映像を用いた藩校時代の風景体験の方法を検討する。

イ) 将来的な藩校時代の再現による展示の充実化

- ・将来的には失われた藩校時代の諸施設を再現して、本質的価値の顕在化を図り、展示を充実させる。

⑤指定地周辺に対する情報提供

特別史跡指定地の見学後に周辺を巡ることで広大な敷地を体感できるように、藩校時代の敷地範囲や藩校時代から残る堀や土塁の解説等の情報提供を行う。

ア) 弘道館藩校時代の敷地範囲の解説

- ・藩校時代の敷地範囲や藩校時代から残る堀や土塁等の周辺の関連施設・資源を解説するパンフレットを作成する。
- ・北・西側の公園入口となる園路付近に、周辺地域の案内・解説板を設置して、周辺を巡るルートを案内する。

⑥誘導案内

来訪者に本質的価値を効果的に伝え、藩校時代を体感していただくために、段階的な情報提供に合わせた適切な案内誘導を行う。

ア) 指定地内の誘導案内

- ・段階的な情報提供に基づき設定する順路について、総合案内板や誘導案内板を設置して誘導案内を行う。
- ・案内表示は、日本語と英語及びピクトグラムによる対応を基本とし、今後の来訪者の動向により特に需要のある言語の表示を必要に応じて検討するほか、ICT技術を用いた配信サービス等やパンフレット等の配布による多言語サービスを行う。

イ) 指定地周辺の誘導案内

- ・周辺の関連施設・資源への誘導について、水戸市と連携して案内板等の設置を進める。

(3) イベント等の開催

弘道館で行われている既存のイベントを継続して、恒例イベントとして定着させていくとともに、より多くの人々に藩校時代の弘道館を体感していただくために、弘道館や水戸藩の学問・教育に関わる企画イベントを積極的に開催していく。

ア) 恒例イベントの継続

- ・弘道館の本開館・仮開館の日記念イベント、所蔵書籍の曝書、八卦堂・孔子廟の特別公開、市民団体による講座、水戸の梅まつりの期間中の正門開放・ライトアップ・和楽演奏・公開講座等のイベント等の現在定期的に実施しているイベントを恒例イベントとして定着させる。

イ) 体験イベント等の充実

- ・文館や武館で行われていた授業や、孔子廟で行われていた^{せきてん}積奠等の行事を企画して、藩校時代に行われていた教育や行事等を再現するとともに、来訪者が参加できる体験イベントや水戸藩や藩校等の近世の教育に関するイベント等を充実させる。

ウ) 企画展示の充実

- ・本質的価値の理解を深めるために、弘道館や水戸藩の歴史、弘道館にゆかりのある人物に関する企画展示を充実させる。
- ・発掘調査等の調査や研究で得られた成果を積極的に公開し、地域住民や来訪者と弘道館の価値を共有する機会を設ける。

(4) 学校教育・社会教育との連携

弘道館が市民をはじめとする様々な人々の尽力により残されてきたことを学び、自分たちが住んでいる地域の貴重な財産として、本質的価値の理解を深め、保護に対する意識向上や誇りや愛着の醸成を図ることを目的に、教育プログラムの企画・開発等、学校教育や社会教育への積極的な活用を図る。

ア) 子どもへの普及啓発

- ・弘道館や水戸藩の学問・教育の歴史に関する小冊子の作成や社会科副読本の内容強化等、郷土学習の教材の開発に向けて、水戸市教育委員会との連携を図る。
- ・「旧弘道館」を学校教育の校外学習の場として活用するために、水戸市教育委員会との連携を図るとともに、誘致に向けた広報活動を行う。

イ) 教育機関等との連携や教育関係者への普及啓発

- ・県内の大学等の教育機関や研究機関等と連携を図り、弘道館や水戸藩の学問・教育に関する調査・研究や教育プログラム、活用メニューの企画・開発・運営について、専門家や学生との共同プロジェクト等を実施する。
- ・弘道館や水戸藩の学問・教育の歴史を学校教育の場で子どもたちに伝えていくために、小中学校の教員等の教育関係者を対象とした講習会の開催や教員研修の場としての活用に向けて、茨城県・水戸市教育委員会との連携を図る。

ウ) 社会人への普及啓発

- ・弘道館の歴史や水戸藩の教育をテーマにしたシンポジウムや講座、見学ツアーを企画する。
- ・企業セミナー、新人研修、管理職研修の開催等、自己啓発の場としての活用に向けた企画検討や広報活動を行う。

(5) 公園施設の活用

特別史跡指定範囲内には、都市公園として休養施設、便益施設等の公園施設が整備、管理されている。本質的価値を構成する諸要素以外の要素として位置付けられるこれらの施設については、本質的価値との関係性等も踏まえて取扱いを明らかにする。そして、活用上必要な施設については積極的な活用を図るとともに、来訪者の利便性を高めるために改善を図っていく。

①休養施設

ア) ベンチの改修

- ・園路沿いを中心に設置されているベンチについては、腐朽箇所が確認されている部分の補修・改修を行うとともに、施設の更新時にデザインや素材の統一化を図る。

イ) 既設の藤棚撤去と将来的な休憩施設の検討

- ・藤棚は、昭和 38 年（1963）の設置後約 50 年経過しており梁の腐朽等が生じているため、藩校時代の体感や歴史的な景観形成を考慮して撤去する方向で検討・調整を進める。
- ・将来的には、ガイダンス施設や、再現する施設の整備に合わせて、休憩施設の新設を検討する。

②便益施設

ア) 公衆便所の改修・建替え

- ・入口地区の管理事務所脇の公衆便所は、現状で大きな劣化・損傷がみられないため、便器の洋式化等の部分的な改修を行い利便性の向上を図り、当面は現在の機能を継続するが、将来的な建造物の建替えが必要になった時点等に特別史跡指定地外への移転や他の活用施設との供用を検討する。
- ・文館地区の公衆便所は、昭和 62 年（1987）の設置後約 30 年経過しており通路の舗装の腐朽や不陸、扉の開閉不良等が生じているため、遺構の保存や文館の再現等の今後の整備に影響がない場所への建替えを検討する。

イ) 売店の継続と将来的な売店等のサービス施設の検討

- ・正庁・至善堂地区の売店については、水戸拓の伝承・販売所や来訪者へのサービス施設としての現状を考慮し、当面は現在の機能を継続するが、将来的な建造物の建替えが必要になった時点等に特別史跡指定地外への移転や他の活用施設との供用を検討する。
- ・水戸市が特別史跡指定地周辺で検討を進めている弘道館東側用地の活用も含め、将来的なガイダンス施設や、再現する施設の整備に合わせて、休憩施設の指定地内外への新設を検討する。

③管理施設

ア) 管理事務所と倉庫・作業員詰所の継続

- ・入口地区の管理事務所や文館地区の倉庫・作業員詰所については、所蔵資料の保管や瓦等の資

材ヤードとして必要であるため、当面は現在の機能を継続するが、将来的な建造物の建替えが必要になった時点や等に特別史跡指定地外への移転や他の活用施設との供用を検討する。

- ・ボランティアガイド等のボランティアスタッフの休憩スペースの検討を進めるとともに、将来的な建造物の建替え検討時には、ボランティアの活動スペースを確保する。

④その他施設

ア) テニスコートの撤去と跡地の活用

- ・文館地区のテニスコートは、藩校時代の体感や歴史的な景観形成を考慮して撤去する方向で検討・調整を進める。
- ・テニスコートは「弘道館全図」によると、藩校時代は広場と園路が中心の場所であるため、撤去後に発掘調査により遺構を確認して、藩校時代の園路の再現等の整備を行う。
- ・広場部分は、屋外でガイダンス等を行う場所として活用するとともに、文館地区の公衆便所の建替え場所としての利用を検討する。

イ) 利用者の安全対策

- ・指定地の公開にあたって、立入禁止場所への侵入防止柵の設置や、照明灯の改修等の利用者の安全管理上必要な施設を適宜整備する。

ウ) 梅林の維持・継承

- ・将来的に藩校時代の再現を行う範囲との調整を図りつつ、再現に影響がない場所への移植等により、水戸の梅の名所のひとつとして梅林を維持・継承していく。
- ・枝の枯損や樹勢が弱くなっている個体が多くみられるため、樹木診断を実施して必要な処置を行うとともに、指定地外で後継樹の育成を行う。

エ) 貯水槽の取扱いの検討

- ・貯水槽については、指定地内の防災上の施設の必要性を踏まえて、将来的な文館の再現と合わせて取扱いを検討する。

(6) 藩校の時代の諸施設の再現

「旧弘道館」の本質的価値の顕在化に向けて、将来的には、指定地周辺も含めて藩校としての施設や制度が整った安政4年（1857）の本開館時の弘道館の再現を目標に失われた藩校時代の諸施設の再現を行う。

藩校時代の全体規模がわかる「弘道館全図」と現在の地形図を重ねると、特別指定地内の「文館」や指定地周辺の「武館」や「医学館」等の位置や規模を推測することができる（図7-4）。これら施設の再現は、史実や調査・研究結果に基づき実施することを前提に、十分な検討体制の下で長期的な事業として取り組む。

ア) 指定地内の諸施設の再現

- ・施設の再現にあたっては、発掘調査により遺構を確認して、その結果を踏まえて整備計画を進めるとともに、確認された遺構の保護対策を講じる。
- ・発掘調査や資料等の調査・研究結果により、復元展示に必要な情報が十分得られる場合は、都市公園法及び同法施行令の公園施設の設置基準を考慮しつつ、復元又は復元的整備による建造

物の再現を検討する。

- ・施設の再現の方法については、委員会等の専門家による協議が行える体制の下で整備計画を策定し、発掘調査に基づき、遺構への影響を考慮して、遺構展示（遺構露出展示・遺構複製展示）、遺構表示（平面表示・立体表示）、復元展示等の適切な方法を検討する。

イ) 将来的な指定地周辺の弘道館藩校時代の敷地範囲内の諸施設の再現

- ・特別史跡指定地周辺の藩校時代の敷地については、追加指定や用地取得に向けた協議・調整を進めた上で、長期的な視点で施設の再現を目指す。
- ・施設の再現にあたっては、指定地内の施設の再現と同様の方法で検討する。

ウ) 再現した施設の活用

- ・再現した施設は、公開するとともに、ガイダンス施設や、弘道館事務所が所蔵する資料の収蔵・展示施設、企画展示施設、講習会等を開催する施設、休憩等のサービス施設等としての活用を検討する。

エ) 発掘調査の公開

- ・遺構を確認するために実施する発掘調査の結果は、説明会等を開催して一般に公開するとともに、発掘期間が長期にわたる可能性もあるため、発掘中の公開も検討する。

表 7-1：失われた藩校時代の主な施設

区域		施設名	用途	現況
特別史跡指定範囲内	文館地区	①文館	学問の教場， 寄宿舎	梅林
		②土蔵（2箇所）	書籍等の保管庫	バックヤード他
	正庁・至善堂地区	③校舎・厨房	専門学科の教場， 調理場	梅林
		④土蔵（2箇所）	武具の保管庫	梅林
		⑤軍事局	軍事関係書籍・絵図等の保管庫	梅林
		⑥看街亭	見張のための物見	梅林他
特別史跡指定範囲外	⑦北門	弘道館への出入口	茨城県三の丸庁舎	
	⑧武館	武芸の教場	水戸市立三の丸小学校	
	⑨医学館	医学の教場， 診療所， 製薬所	水戸市立三の丸小学校 水戸市三の丸市民センター	
	⑩天文台	天文観測	水戸市立三の丸小学校	
	⑪天文方	天文・数学・地図の教場	水戸市立三の丸小学校	
	⑫三十間長屋	蘭学教師や小役人の居所	水戸市立三の丸小学校	
	⑬南門	弘道館への出入口	水戸市三の丸市民センター	
	⑭弓砲場	鉄砲， 弓の訓練所	図書館	
	⑮厩・厩方役所	馬の待機場	図書館	
	⑯砲場	鉄砲の訓練所	茨城県三の丸庁舎	
	⑰製作所	※文献にはないため不明 鉄砲・弓などの製作・修理場か	茨城県三の丸庁舎	

※施設名の番号は、図 7-4 の重ね図に対応している。

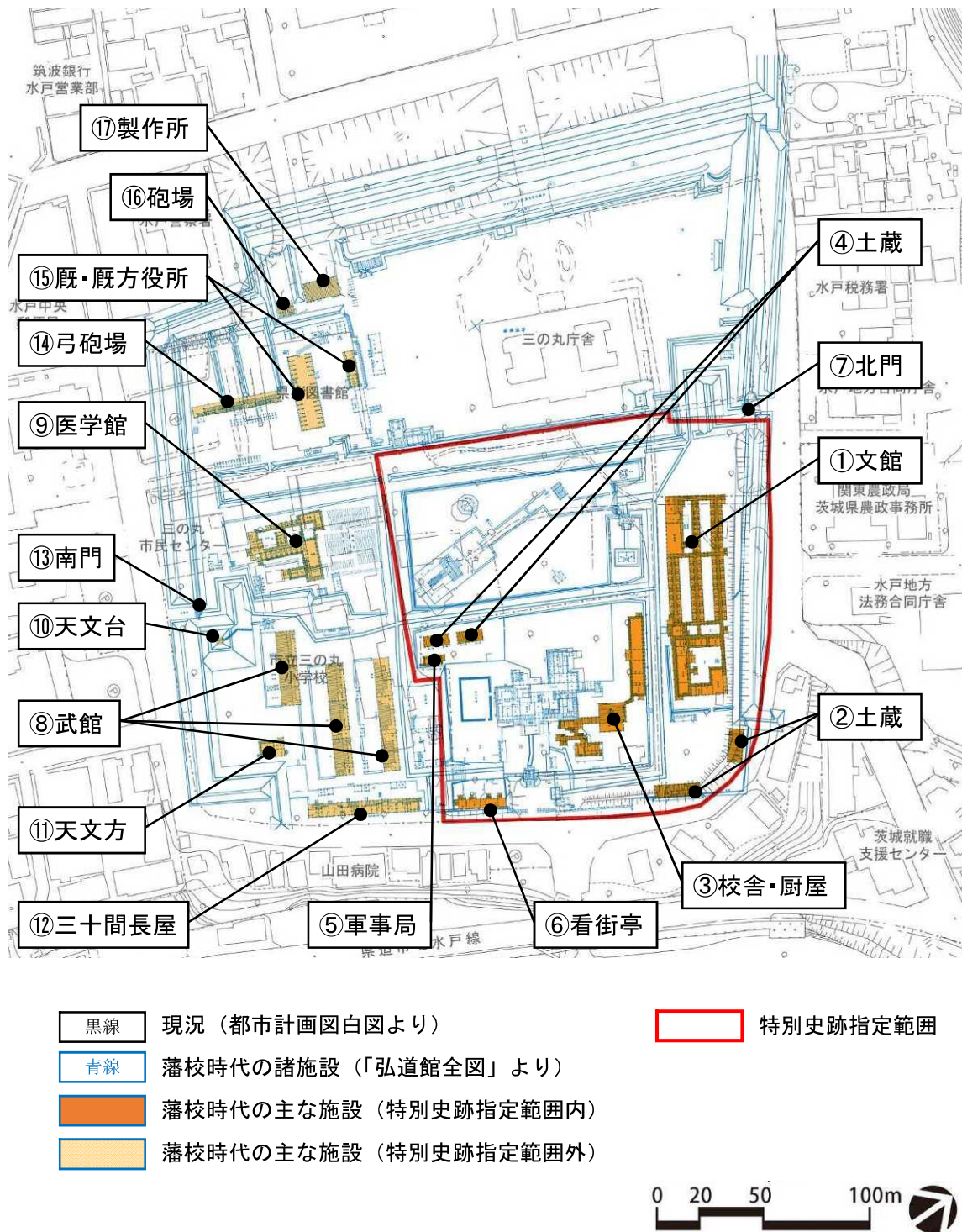


図 7-4：現況図と「弘道館全図」の重ね図

3. 周辺地域と連携した活用

(1) 偕楽園との連携強化

偕楽園（常磐公園）は、弘道館と一対の教育施設として造られた施設であるとともに、両施設ともに茨城県水戸土木事務所偕楽園公園課が管理しているため、情報提供やイベント開催等の連携の強化を図り、一体的な利用促進に向けた取組みを進める。



図 7-5：偕楽園（常磐公園）

(2) 水戸市内の施設・資源との連携

水戸市内の施設や歴史資源等との連携の強化に向けて、水戸市と協力して、観光コース等の設定や共同イベントの開催等を行い、周辺地域と一体的な利用促進を図る。

- ・日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として、弘道館とともにストーリーの構成文化財として認定された文化財（常磐公園〔偕楽園〕，日新塾跡，旧水戸彰考館跡）との連携
- ・水戸城整備，水戸市植物公園等，その他水戸市内の施設・資源との連携

(3) 弘道館に関連する施設・資源等との広域的な連携

藩校関連や水戸藩関係等の弘道館に関連する全国の施設・資源等との連携を図り、各自治体や施設等の関係者と協力して、パンフレット等の共同の情報提供や、共同イベントの開催，文化交流会等を行い，広域的な知名度向上や利用促進を図る。

①近世の教育施設に関連する施設・資源との連携

- ・日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」の主な構成文化財である足利学校跡（栃木県足利市），旧閑谷学校（岡山県備前市），咸宜園跡（大分県日田市）との連携
- ・茨城県内の近世教育施設との連携として，水戸藩内に存在した郷校や私塾跡地等との連携

②水戸藩に関係する施設・資源との連携

- ・水戸藩関係として，徳川光圀の隠居所であった西山御殿跡〔西山荘〕（茨城県常陸太田市），水戸徳川家墓所（茨城県常陸太田市），水戸藩の江戸屋敷であった小石川後樂園（東京都文京区），水戸藩主別邸であった旧徳川家松戸戸定邸（千葉県松戸市）等との連携

③博物館等関連施設との連携

- ・茨城県立歴史館，水戸市立博物館，大洗町幕末と明治の博物館，徳川ミュージアム（茨城県水戸市）等の県内外の博物館・資料館との連携



足利学校跡（栃木県足利市）
写真出典）足利市ホームページ



水戸藩の郷校（暇修館）（茨城県日立市）
写真出典）日立市ホームページ



西山御殿跡（茨城県常陸太田市）
写真）公益財団法人 徳川ミュージアム提供

図 7-6：弘道館に関連する施設・資源等